

我孫子市マスコットキャラクター「手賀沼のうなきちさん」着ぐるみ貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、我孫子市が所有するマスコットキャラクター「手賀沼のうなきちさん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 貸出しの対象者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 我孫子市
- (2) 国及び地方公共団体が開催する行事に参加する者
- (3) 自治会、NPO及び社会福祉法人その他の公共的団体（法人格がないものを含む。）が開催する行事のうち、収益を上げることが主たる目的として開催するものでない行事の主催者
- (4) 収益を上げることが主たる目的としない広告や映像作品等を制作し発表するために着ぐるみの写真又は動画を撮影する者
- (5) 上記以外で、我孫子市との連携協力の下に開催する行事その他の公益的観点から適当と判断できる行事の主催者

(使用の承諾)

第3条 着ぐるみの借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、「手賀沼のうなきちさん」着ぐるみ借受申請書（別記第1号様式）に必要事項を記入の上、借受希望者が団体の場合は団体の概要及び行事の概要、個人の場合は公的な身分証明書の写し及び使用状況が分かる資料を添えて、我孫子市長（以下「管理者」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。

2 前項の申請は、次の各号に定める期間に行わなければならない。ただし、特別の事由がある場合はこの限りではない。

- (1) 借受けしようとする日の属する月の3月前の月の初日から借受けしようとする日の5日前までの期間
- (2) 前条第1号に定める者が申請する場合は、この限りではない。
- (3) 申請日が閉庁日の場合、直前の開庁日までに申請すること。

3 管理者は、同条第1項の申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾する。

- (1) 借受希望者が、前条各号のいずれにも該当しないとき。
- (2) 我孫子市の品位を傷つける又は正しい理解の妨げになるおそれがあるとき。

- (3) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
 - (4) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
 - (5) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援する又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
 - (6) 「手賀沼のうなきちさん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
 - (7) 個人・団体のマスコットとして使用するとき。
 - (8) その他、管理者が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。
- 4 管理者は、着ぐるみの使用の可否を決定したときは、「手賀沼のうなきちさん」着ぐるみ使用承認（不承認）決定通知書（別記第2号様式）により、借受希望者に通知するものとする。
- 5 管理者は、承諾に際し、条件を付することができる。
- 6 管理者は、第4項に規定する使用承諾の通知をした後であっても、市の業務に支障が生じる場合その他やむを得ない事情があると認めたときは、使用承諾の通知を取り消すことができる。
- （貸出方法）
- 第4条 着ぐるみを借受ける者（以下「借受者」という。）は、管理者から指定された場所で直接着ぐるみを借受け、直接返却する。
- 2 借受者は、借受に際して管理者へ借受書を提出し、身分証明書を提示して本人確認を受けなければならない。
- （貸出期間）
- 第5条 貸出期間は、貸出しの日から返却の日を含め7日以内とする。
- 2 貸出・返却時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。
- （貸出料）
- 第6条 貸出料は、無料とする。ただし、運搬等に係る経費は、借受人の負担とする。
- （貸出品）
- 第7条 貸出品の種類及び数量は、別表1に掲げるとおりとする。
- （使用制限）
- 第8条 着ぐるみを使用できる者は、別表2に掲げるとおりとする。
- （遵守事項）
- 第9条 借受者は、決定通知書（別記第2号様式）に掲げる事項を遵守しなければならない。
- （承諾の取消し）
- 第10条 借受者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取り消すとともに、以後の使用は承諾しない。この場合、借受者に損害が生

じても、管理者はその責めを負わない。

(原状回復)

第 1 1 条 借受期間中の着ぐるみの汚損は、全て借受者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第 1 2 条 着ぐるみの使用による借受者の被害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。また、借受者が第三者に被害を与えた場合も、管理者は一切その責めを負わず、借受者の責において、その被害を賠償するものとする。

(損害賠償)

第 1 3 条 借受者が着ぐるみを亡失した場合は、現品又は相当の対価をもって賠償しなければならない。

(補則)

第 1 4 条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 2 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元 7 月 2 日から施行する。

2 令和元年 7 月 1 日までに申請されたものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 2 年 1 月 6 日から施行する。

2 令和 2 年 1 月 5 日までに申請されたものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 8 年 9 月 7 日から施行する。

2 令和 8 年 9 月 7 日までに申請されたものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表 1（第 7 条）

・ 2 号 (1) 頭部 1 つ (2) 胴部 1 つ (3) 手部 左右 1 つずつ (4) 足部 左右 1 つずつ (5) 着物 1 つ (6) 帽子 1 つ (7) 収納袋（紺色） 3 つ	・ 3 号 (1) 頭部 1 つ (2) 胴部 1 つ (3) 手部 左右 2 つずつ (4) 足部 左右 1 つずつ (5) ズボン 1 つ (6) 帽子 1 つ (7) 収納袋（赤白格子柄） 4 つ
・ 4 号 (1) きぐるみ本体 1 つ (2) 帽子つば 4 枚 (3) 羽織衣装 1 着 (4) リュック 1 つ (5) バッテリー 1 つ (6) バッテリー充電用アダプタおよびケーブル 各 1 つ (7) バッテリー収納袋 1 枚 (8) 着ぐるみ収納袋 1 つ	

別表 2（第 8 条）

- (1) 18 歳以上
- (2) 身長 160 cm から 175 cm 程度の人

第1号様式

「手賀沼のうなきちさん」着ぐるみ借受申請書

年 月 日

我孫子市長あて

申請者住所（所在地）〒

団 体 名

代表者名

我孫子市マスコットキャラクター「手賀沼のうなきちさん」着ぐるみ貸出要領を遵守のうえ、次のとおり申請します。

1 行 事 名	
2 開催日時	
3 開催会場	
4 行事の目的及び内容	
5 手賀沼のうなきちさんの役割	
6 対象者及び参加予定人数	
7 行事に関する問合せ先	TEL ()
8 借受期間	年 月 日から 年 月 日まで
9 借受担当者	TEL ()
10 手賀沼のうなきちさん 公式X（旧Twitter）への 出演情報掲載希望	☐ 希望する ☐ 希望しない ※「希望する」にチェックを入れた場合は、【別紙】の 「掲載文言記入欄」に希望する投稿文（日本語140文字以 内）をご記入ください。

※借受けを希望する団体の概要及び行事の概要が分かる資料（企画書等）を添付

すること。

X（旧 Twitter）掲載文言記入欄

※前ページの「X（旧 Twitter）への出演情報掲載希望」で「希望する」を選択した方のみご記入ください。

【注意事項】

- ・改行は1文字分、URLは長さによらず23文字分になります。
- ・文章は商業観光課で修正して配信することがあります。
- ・出演情報を見た市民等から問い合わせがあった場合は「7 行事に関する問合せ先」に記載の連絡先をご案内します。

■ 掲載希望文言（日本語 140 文字以内）

--

※（残り文字数の目安：〇〇文字）／ 最大 140 文字

第2号様式

「手賀沼のうなきちさん」着ぐるみ使用承認（不承認）決定通知書

第 号
年 月 日

様

我孫子市長

年 月 日付けで申請のあった「手賀沼のうなきちさん」の着ぐるみの使用について、次のとおり決定したので通知します。

1. 承認

1 行 事 名	
2 開催日時	
3 開催会場	
4 借受期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 そ の 他	

以下の遵守事項を守って使用すること。

遵守事項

- （1）承諾された行事のみに使用すること。
- （2）貸出期間を遵守すること。
- （3）着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。
- （4）着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- （5）着ぐるみの使用について、裏面の注意事項を遵守して取り扱うこと。
- （6）その他、使用条件を示された場合は、その条件を遵守すること。

2. 不承認

理 由	
-----	--

第2号様式裏面

着ぐるみを使用する際の注意事項

- ① 着用の際は、素肌が直接着ぐるみに触れないように、長袖、長ズボン、軍手等を着用すること。
- ② 会場の気温などを考慮して水分補給を行うなど、十分な暑さ対策をすること。
- ③ 当日の会場、天候及び着用者の体調などを考慮して適宜休憩をとり、交代するなどして無理のない着用をすること。
- ④ 雨天時は、原則として屋外での使用は控えること。
- ⑤ 「手賀沼のうなぎちゃん」のイメージの統一のため、着用者は関係者以外の目に触れる場では絶対に声を出さないこと。また、関係者以外の目に触れる場では着脱しないこと。
- ⑥ 着用すると視界が狭くなり、動きにくくなるため、安全対策として必ず介助者をつけること。
- ⑦ 使用後は、消臭スプレーなどを使用し、風通しの良い所で陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
- ⑧ スチロール部分が溶融するため、アルコールによる除菌はしないこと。
- ⑨ 型くずれしないよう、輸送や保管の際には取扱いに十分注意すること。
- ⑩ 破損しないよう、輸送や保管の際には取り扱いに十分注意すること。